



点検商法

安い料金で水道管内部の点検に応じたら、点検後に水道管洗淨と活水器の取付けが必要と勧められ契約してしまいました。高額なので解約したいのですが…。

相

談

昨日、突然、自宅に業者が訪問し、「水道管内部の点検を1,000円です」というので、その場で見てもらったところ、「赤さびがひどいので、水道管の洗淨とセラミック活水器の取付けが必要だ。」と勧められ、その場で、40万円で契約しました。

しかし、よく考えると高額なので解約したいのですが……。 (60代 女性)

回

答

この事例は、「安い料金(または無料)で点検する」と言って訪問し、「水質に問題がある」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる「点検商法」といわれるものです。「点検商法」は、内容が専門的なものが多く、消費者にとっては本当に必要な契約かどうかその場ではわからないことがほとんどです。

・相談者には、この商法は訪問販売にあたり、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができることを伝え、解約通知のハガキを出すよう助言しました。(既に代金を支払っている場合は、返金

を求め、取付工事が終わっている場合は、原状回復を求める旨を明記します。)

・当初依頼した目的と異なる商品の取り付けや工事が必要と言われても、その場ですぐに契約せず、複数の業者から見積りを取って検討するなど、慎重に対応することが大切です。

・万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

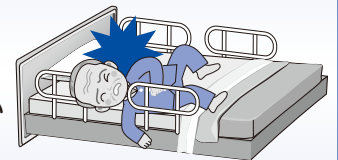


注意喚起！福祉用具による高齢者の事故に注意！

介護ベッドや電動車いす等の福祉用具は、高齢者や障害のある方々の自立した社会生活を支援する製品として欠かせない製品です。しかし誤使用や不注意などによって事故が発生することも多く、特に高齢者の場合「死亡」「重傷」といった重篤な被害に至るおそれがあるため、事前の対策及び使用時の注意が必要で

■主な事故事例及び事故防止のための注意事項は次のとおりです。

- ・介護ベッドの隙間に頭や手足を挟み込み、死亡・重傷等の重篤な被害を負った。
防止するために…使用する際は、頭や手足が入り込みそうな隙間が無いか確認し、カバーやクッションで覆ったり隙間の小さい部品に交換する。
- ・電動車いすで走行中、道路から用水路、河川等に転落して死亡した。
防止するために…幅の狭い道路やガードレールがない道路などの走行時は路肩に寄りすぎない。
- ・電動車いすで走行中、踏切内で列車と接触して死亡した。
防止するために…踏切の走行は可能な限り避け、通行する際は脱輪したり線路の溝にタイヤが挟まらないようハンドルをしっかりと握り、線路に対して直角に渡る。また、充電は十分に行っておく。



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs140424set.pdf>

商品テスト情報

水分やミネラル補給を「清涼飲料水」 目的とした

スーパーマーケットやドラッグストアなどで購入した、水分やミネラル補給を目的とした、スポーツドリンク・麦茶・補水液などの清涼飲料水20銘柄を調べました。



表示は…

表示が義務付けられている「名称又は品名」、「賞味期限」、「製造者等」、「原材料名」、「保存方法」、「内容量」については全ての銘柄で適正に表示されていました。

●名称:清涼飲料水●原材料名:果糖ぶどう糖液糖、食塩、酸味料、香料、甘味料(アセスルファムK)、塩化K、塩化Mg、酸化防止剤(ビタミンC)、乳酸Ca●内容量:500ml●賞味期限:キャップに記載●保存方法:直射日光、高温を避けて保存してください。●販売者

製造所固有記号はキャップ賞味期限の右側に記載

表示例

「栄養成分表示」として、「エネルギー」、「たんぱく質」、「脂質」、「炭水化物」、「ナトリウム」の含有量が、全ての銘柄で適正な順序で表示されていました。また、3銘柄に「ナトリウム」を「食塩」摂取量に置き換えた数値として「食塩相当量」の記載がありました。

栄養成分表示	
表示単位1本(500ml)当たり	
エネルギー	28 kcal
たんぱく質	0 g
脂質	0 g
炭水化物	7.0 g
糖質	0 g
食物繊維	0 g
ナトリウム	205 mg
カリウム	60 mg
カルシウム	0 mg
マグネシウム	5 mg
食塩相当量	0.5 g

表示例

糖分量は…

糖度計で糖度*を測定したところ、0.3~9.7Brix%*の範囲となり、銘柄により大きな差が見られました。糖類を多く含む銘柄もあるため、飲む量に注意が必要です。

※糖度は、ブドウ糖・果糖・ショ糖などの糖類の含有量を表す尺度である。ショ糖1gのみを溶かした水溶液100gを糖度計で測定した値が1Brix%(ブリックスパーセント)となる。

購入時のアドバイス

「カロリーオフ」の表示があっても、銘柄によっては100ml当たり10~19kcalと約2倍の差があることから、摂取カロリーが気になる場合は、栄養成分表示のエネルギー表示をよく確認しましょう。

銘柄によって、摂取できるミネラルの種類・量も大きく異なるため、栄養成分表示などをよく確認し自分の目的にあったものを選びましょう。

エネルギー等の栄養成分表示の値が、100ml当たりのものと1本当たりのものがあるので注意しましょう。

ミネラル含有量は…

ナトリウム

全銘柄とも「栄養表示基準」*を満たしていました。厚生労働省の「職場における熱中症予防対策マニュアル」では、高温多湿環境下では、100ml当たりナトリウム量が40~80mg(食塩相当量が0.1~0.2g)のスポーツドリンク又は経口補水液を摂取することが望ましいとされていますが、今回のテストでは半分以上の銘柄がこの条件を満たしていました。

※「栄養表示基準」とは
(1) 規制の対象となる表示栄養成分・熱量の範囲
(2) 表示すべき事項及び方法
(3) 強調表示等の基準を定めたもの

飲用時のアドバイス

熱中症予防などの観点からナトリウムが添加されている銘柄があり、多いものではペットボトル1本当たり1.4gの食塩相当量となるため、塩分補給など用途に応じて適切に摂取しましょう。なお、「食事摂取基準」におけるナトリウムの目標量は食塩相当量で18歳以上の男性が1日8.0g未満、同じく女性が7.0g未満となっています。

カリウム、マグネシウム、カルシウム

ペットボトル1本当たりの含有量を実測値からそれぞれ計算すると、カリウムは5~340mg、マグネシウムは0.5~31.5mg、カルシウムは0~118mgでした。「日本人の食事摂取基準」(2015年版)と比較すると、ミネラルの含有量が多い銘柄であっても、目標量及び推奨量の1~2割程度です。

糖類を多く含む銘柄もあるため、飲む量に注意しましょう。なお、糖類の摂取量は、栄養成分表示の炭水化物の表示値が目安となります。

「ミネラル配合」などの記載があっても、カリウム、マグネシウム、カルシウムなどのミネラルの含有量は「食事摂取基準」と照らし合わせてみても十分とは言えず、清涼飲料水だけではミネラルの摂取は困難であるため、あくまで補助的に利用しましょう。

(相談事例を除く文面は、「総務省のお知らせ」を引用)

NTT東西が2月1日から光サービスの「卸売」^{※1}を開始しました。この「卸売」の提供を受けて、たくさんの事業者が光サービスを一般消費者向けに提供することになりました。

このサービスは、従来の工事等を伴う光サービスへの乗換えとは異なり、「転用」^{※2}という簡易な手続きによりサービス乗換えが可能となります。

「卸売」の開始以降、多くの苦情や相談があることから、今回、光サービスの乗り換えにあたっての注意点をまとめましたので、参考にして下さい。

ポイント！

- ◆ 光回線のサービス提供者がNTT東西から変更になります。ただし、オプションサービスは、サービスによっては、引き続きNTT東西から提供されます。
- ◆ 今のプロバイダに契約解除の申込みが必要なケースがあります。その場合、契約解除料が発生することがあります。
- ◆ サービスの乗換えにより、メールアドレスが変更になることがあります。
- ◆ サービスの乗換えが完了すると、「やっぱりNTT東西のサービスに戻したい」「さらに別の業者のサービスにしたい」となったとき、契約解除料が発生したり、電話番号が変わったり、工事が発生したりすることがあります。

相談事例

- ◆ 電話で「プロバイダ料金等が安くなる」と言われ契約内容をよく理解しないまま遠隔操作で変更手続きがされた。解約を申し入れたら高額な解約料を請求された。請求には応じたくない。
- ◆ 「今までどおりの契約内容で料金が安くなる」と言われたので、言われるままにスマホを操作して表示された番号を伝えた。後日、書類が届いたので内容を確認したら、説明されていないオプションサービスも付加されていた。
- ◆ 大手電話会社の代理店と名乗って回線とプロバイダの切り替えを勧めるので承諾したが、勝手に転用承諾番号を取得して切り替えられた。当該業者を信用できないので解約したい。



アドバイス

- ◆ 光回線やプロバイダ等電気通信サービスの契約は、電話勧誘販売であってもクーリングオフの適用はありません。契約の際には十分に説明を求め、仕組みをよく理解したうえで慎重に検討しましょう。
- ◆ 転用後に説明と違っていただけると解約したいという時は、説明の不備等を伝えて事業者と話し合いをすることになります。

※1…NTT東西の提供を受けて自社で光回線を持たない電気通信事業者が光回線や光電話などのサービスを一般消費者向けに提供できることになった。

※2…利用者がお客様IDや電話番号を変更することなく、契約先が光卸提供事業者に切り替わること。(NTT東西から「転用承諾番号」を取得し、その番号を光卸提供事業者に伝えることで手続きが完了する)

マイナンバー制度に便乗した不審な電話や勧誘にご用心

マイナンバーの通知に関連して「口座番号を教えてください」「個人情報进行调查する」などといった不審な電話等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています^(※)。

【主な相談事例】

- 行政機関を名乗り、口座番号を取得しようとする不審な電話
行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。本当か。(60歳代女性)
- 行政機関の職員を名乗り、資産などの情報を聞き出そうとする女性の来訪
「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が訪問し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。(60歳代女性)
- 早く手続きをしないと刑事問題になるという不審な電話
若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答えると、「早く手続きしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思った。すぐに電話を切ったが、本当か。(70歳代男性)



【アドバイス】

- ・マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。
- ・万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- ・少しでも不安を感じたら早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン188)
 - ◆マイナンバー制度の問い合わせは、内閣府のマイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)** で受け付けています。(市町村、県の担当窓口でも受け付けます)
 - ◆(※) 詳しくは、国民生活センターのホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp>

「ほっとシェアとやま フォーラム」イベントのご案内

県では、災害時における自己の消費行動について考えていただくためのイベントを開催します。

<ほっとシェアとやま フォーラム> 入場無料

日時：平成28年1月17日(日) 13:00~16:00 場所：富山県民共生センター サンフォルテ 2Fホール

内容：トークショー、ほっとシェア キッキングデモンストレーション、パネルディスカッション、ワークショップ

<ほっとシェア キッキング教室> 平成28年1月に県内3会場で開催します

●申込み・お問合せ先● 北日本放送 ほっとシェアとやま係 TEL：076-432-5555

※詳細は、後日、KNBWEB <http://www.knb.ne.jp> にてお知らせします。ぜひご参加ください。

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(Civicビル内)

☎076-443-2047

高岡市消費生活相談コーナー … ☎0766-20-1522

(高岡市役所内)

魚津市 市民課 … ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 … ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 … ☎076-475-2111 (内334)

黒部市 市民環境課 … ☎0765-54-3198

砺波市 生活環境課 … ☎0763-33-1153

小矢部市 市民協働課 … ☎0766-67-1760 (内735)

南砺市 住民生活課(井波庁舎) … ☎0763-23-2035

射水市 市民課(大島庁舎) … ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 … ☎076-464-1121 (内29)

上市町 町民課 … ☎076-472-1111 (内103)

立山町 住民課 … ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 … ☎0765-72-1100 (内132)

朝日町 住民・子ども課 … ☎0765-83-1100 (内135)

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分~午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211(高岡総合庁舎5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時~午後4時

◆消費者ホットライン ☎188 (いやや!) ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。